

# 入札説明書

旧小学校改修工事（3工区）

平成29年9月

上北山村役場

## 入札説明書

旧小学校改修工事（3工区）に係る入札公告に基づく一般競争入札については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとします。

入札に参加する者は、下記の事項を熟知の上、入札しなければなりません。

### 1. 競争入札に参加する必要な資格

上北山村建設工事等競争入札参加資格のうち建築工事の資格を有する建設業者2者で構成される特定建設工事共同企業体（以下「共同企業体」という。）であって、次に掲げる条件をすべて満たし、かつ、第6の2に掲げる競争入札参加資格の確認受けた共同企業体のみが、この入札に参加することができます。ただし、各構成員は2以上の共同企業体の構成員にはなれません。

(1) 共同企業体構成員の出資比率は、2者で共同企業体を構成する場合は3/10以上、3者で共同企業体を構成する場合は2/10以上であること。ただし、共同企業体の代表者の出資比率は、構成員中最大又は最大と同比率であること。

(2) 共同企業体構成員が、次の条件をすべて満たしていること。

ア 上北山村に本店を有し、建設業法（昭和24年法律第100号）第3条及び第15条の規定による建築工事業の許可及び経営事項審査（有効期間内にある直近のもの。）を受けている者。

イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。

ウ 競争入札参加資格確認時点及びその後入札執行日までの間において、上北山村建設工事等請負契約に係る指名停止要綱による指名停止措置を受けていないこと。

エ 次に掲げるこの入札に係る設計監理業務の受託者と資本又は人事面において関連がある者でないこと。

名 称 ㈱前田建築設計事務所

所在地 三重県熊野市井戸町535

オ 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更正手続開始の申立て（（同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更正0件に係る同法による改正前の会社更生法（昭和27年法律第172号）第30条の規定による更正手続開始の申立てを含む。）をしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法に基づく更正手続開始の決定を受けた者については、更正開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなします。

カ 平成12年3月31日以前に民事再生法（平成11年法律第225号）附則第2条による廃止前の和議法（大正11年法律第72号）第12条第1項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。

キ 平成12年4月1日以降に民事再生法第21条の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをされていない者であること。ただし、同法に基づく再生手続開始の決定を受けた者であっても、再生計画の認可の決定を受けた者については、再生手続の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなします。

(3) 共同企業体構成員のすべてが、それぞれの立場に応じて要求されるすべての条件を満たす技術者をこの工事を行う期間中1名以上配置できること。

a 代表者

ア 二級建築施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者。

二級建築施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者とは、次のいずれかに該当する者を言います。

1. 一級建築施工管理技士。
2. 一級建築士の資格を有する者。
3. 二級建築士の資格を有する者。
4. 建築工事に関し、10年以上実務経験を有する者
5. これと同等以上の資格を有すると国土交通大臣が認定した者。

イ 入札の申込みがあった日以前に3ヶ月以上の雇用関係にある者。

b 構成員

ア 二級建築施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者。

二級建築施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者とは、次のいずれかに該当する者を言います。

1. 一級建築施工管理技士。
2. 一級建築士の資格を有する者。
3. 二級建築士の資格を有する者。
4. 建築工事に関し、10年以上実務経験を有する者
5. これと同等以上の資格を有すると国土交通大臣が認定した者。

イ 入札の申込みがあった日以前に3ヶ月以上の雇用関係にある者。

## 2. 競争入札参加資格の確認

この工事の入札に参加しようとする者は、村長が定める競争入札参加資格確認申請書、特定建設工事企業体の構成に関する協定書及び競争入札参加確認資料を下記のとおり村長に提出し、競争入札参加資格があることの確認を受けなければなりません。

### (1) 申請書及び資料の提出

- ア 提出期間 平成29年10月10日(火) 15時まで
- イ 提出場所 奈良県吉野郡上北山村河合330  
上北山村役場建設課
- ウ 提出部数 1部
- エ 提出方法 持参に限ります。

### (2) 申請書及び資料の作成等

- ア 作成及び提出に係る費用は申請者の負担とします。
- イ 競争入札参加資格申請書は別記様式1により作成してください。
- ウ 特定建設工事共同企業体協定書は別記様式2により作成してください。
- エ 競争入札参加資格資料は別記様式3から4により作成してください。

(1) 競争入札参加資格の確認は、申請書及び資料の提出期限の日をもって行うものとし、その結果は、平成29年10月13日に通知します。

(2) 競争入札参加資格がないと認められた者はその理由について、次に従い書面により説明を求めることができます。

- ア 提出期限 平成29年10月16日午後2時まで
- イ 提出場所 (1)イに同じ
- ウ 提出方法 任意による書面で持参してください。

## 4. 入札日の日時及び場所

入札公告のとおり。

## 5. 契約の不締結

落札決定後、契約締結までの間に、落札者が入札参加資格の制限又は指名停止を受けた場合は、契約を締結しません。

## 7. 問合せ先

不明な点については、上北山村建設課に問合せ下さい。